

草加市

早期不妊治療費【体外受精・顕微授精・男性不妊治療】 助成金申請について



子どもを望む夫婦に対し、1組の夫婦につき1回、不妊治療に係る費用を助成します。

● 対象者（次の要件を全て満たす夫婦）

- ①申請日において、双方または一方が草加市に住民登録している（事実婚関係を含む）
- ②対象となる治療の開始日時点の妻の年齢が **35歳未満**
- ③健康保険が適用された体外受精・顕微授精又は胚移植を伴う不妊治療及び男性不妊治療を受けた夫婦
- ④これまで草加市から早期不妊治療費助成金を受けたことがない

● 対象治療

「体外受精」「顕微授精」「胚移植」のいずれかを含む生殖補助医療 及び 「精巣内精子採取術」を含む男性不妊治療で、健康保険が適用された治療。

注：保険適用の治療と併せて行った先進医療(保険適用外)は助成対象に含みません。

● 対象の治療区分

別表: 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象区分

助成対象範囲	治療内容	採卵まで				採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植					妊娠の有無の確認 (胚移植の概ね2週間後)		
		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬等)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	新鮮胚移植			胚凍結	凍結胚移植		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植		黄体期補充療法	
					胚移植				黄体期補充療法	胚移植					黄体期補充療法
	平均所要日数	14	10	1	1	2~5	1	10		7~10	1	10	1		
助成対象	A 新鮮胚移植を実施														
	B 凍結胚移植を実施														
	C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施														
	D 体調不良等により移植にめどが立たず治療終了														
	E 受精できず 又は胚の分割停止、変性、多精子受精等により中止														
対象外	F 採卵したが、卵が得られない 又は状態のよい卵が得られないため中止														
	G 卵胞が発育しない 又は排卵終了のため中止														
	H 採卵準備中に体調不良等により治療中止														

* 「妊娠の有無の確認」とは、陽性判定・陰性判定にかかわらず、胚移植からおおむね2週間後に確認をしたもの。

* B採卵・受精後、1〜3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に保険適用の男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、または状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合の男性不妊治療は助成対象となります。

● 申請場所・お問合せ

草加市健康づくり課 電話：048-922-1156 FAX：048-922-1516

住所：〒340-0016 草加市中央1-1-8 草加市役所第二庁舎内* 郵送申請も可

● 助成額及び助成回数

保険適用で受けた治療費の自己負担額から、健康保険から給付される高額療養費等(※)の金額を差し引いた額について、1組の夫婦につき1回限り10万円を上限として助成します。(千円未満切捨て)

※高額療養費等について

保険適用の医療費が高額になったときは、健康保険から高額療養費が支給されます。事前に「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関窓口で提示すると、高額療養費における限度額以上の支払いがなくなり、一時的な経済的負担が軽減されます。そのため、1か月の医療費が高額になることが見込まれる場合は「限度額適用認定証」をご利用することをお勧めします。取得の方法は加入している健康保険へお問合せください。一方、「限度額適用認定証」なしで受診し、1か月の医療費が高額になった方は、高額療養費の支給の有無を加入している健康保険に確認してください。

また、高額療養費とは別の健康保険組合独自の制度として、付加給付等の制度がある場合があります。制度の有無や給付要件は健康保険組合ごとに異なりますので、加入している健康保険組合へお問合せください。

(注：草加市国民健康保険、全国健康保険協会は付加給付等の制度はありません。)

助成額イメージ

対象治療期間内に支払った保険適用治療費の自己負担額合計

健康保険からの給付額額合計(高額療養費や付加給付)

助成額(10万円が上限)

● 必要書類

健康保険の手続が完了したあと、申請時に次の書類を提出してください。

①②の様式は健康づくり課窓口で配布。草加市のホームページからもダウンロードもできます。

- ①草加市早期不妊治療費助成金交付申請書
- ②草加市早期不妊治療費助成金対象不妊治療実施証明書(医療機関が記入)
- ③領収書原本(申請済印を押しコピー後、返却します)
※加入健康保険宛に高額療養費等の申請のため、原本を提出する必要がある場合は写し可
- ④診療明細書原本(医療機関が発行していない場合は不要)
- ⑤限度額適用認定証又は高額療養費や付加給付等の支払状況がわかる書類
- ⑥夫婦で住民票が別々の方及び事実婚の方のみ、婚姻関係を証明できる書類
例) 戸籍謄本(発行から3か月以内のもの)、事実婚に関する申立書など
- ⑦夫婦のどちらかが草加市外に住民票がある方のみ、住所を確認できる公的書類
例) 住民票、マイナンバーカード表面の写しなど



● 申請期限

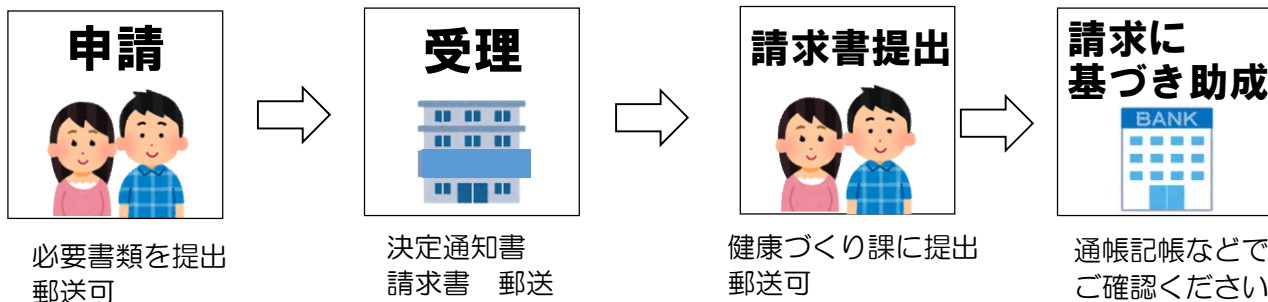
原則、治療終了日の翌日から数えて1年以内

例) 治療期間が令和5年7月1日から令和6年2月20日までの場合

⇒令和7年2月20日[=治療終了日の翌日から数えて1年以内]までに申請する必要があります。

※高額療養費等の決定が遅れている等の理由で、申請期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。

● 申請の流れ



受理から請求書発送及び、振込まで3か月程度要します。